

京都銀行倶楽部 運営要綱

1. 利用者の範囲および利用申込の手續

会館・倶楽部施設（以下「会館施設」という。）の利用者の範囲および利用申込の手續については、次のとおりとする。

(1) 協会または銀行倶楽部が主催する諸会合

協会または倶楽部が主催する諸会合の参加者の範囲および参加申込の手續は、その会合等の内容により協会で定める。

ただし、倶楽部事業への参加を認める者の範囲については、倶楽部運営委員会（以下「運営委員会」という）の了承を得るものとする。

(2) 会員または社員銀行が主催する諸会合

会員または社員銀行は、事前に利用申込書を協会事務局に提出し、協会事務局の了承を得るものとする。

ただし、会員または社員銀行主催の会合等であっても参加者の大部分が当該会員の所属する機関の職員以外の場合は、会合の内容等により、利用を認めないことがある。

(3) 会員または社員銀行の紹介した者（非会員）が主催する諸会合

非会員主催の会合であっても、参加者の大部分が会員所属機関または社員銀行の役職員である場合、あるいは特別の事情がある場合には、会合の内容等により会館施設の利用を認めることができる。

この場合、非会員の利用者は、予め会員または社員銀行の承諾を得て利用申込書を協会事務局に提出し、協会の専務理事または常務理事（以下「専務理事」という。）の承認を得なければならない。

なお、非会員の利用者であっても、倶楽部施設の利用に関し、事前に運営委員会の包括承認が得られている場合には、社員銀行に準じて倶楽部施設の利用を直接申込むことができるものとする。

(注) 非会員の利用者については、原則として、次の何れかに該当する者とする。ただし、その利用の主目的が、金融商品を含む商品の店頭販売や契約締結等の店頭営業である場合は不許可とする。

①社員銀行の関連会社

②会員または社員銀行が加入している公益法人等の諸団体

③構成員または役員の大部分が社員銀行である事業団体

④会員または社員銀行が役員に就任している公共性のある事業法人
(第三セクター等)

⑤会員または社員銀行の退職者が加入している非営利事業の団体

- (4) 会員または会員の紹介した者の個人飲食
 会員およびその同伴者。
 ただし、会員家族、社員銀行または会員の所属する団体の非会員職員
 または退職者については、会員または社員銀行の紹介により利用できる
 ものとする。
 いずれの場合も、利用に先立ち協会事務局に連絡のうえ了承を得るもの
 とする。
- (5) 結婚披露宴
 新郎か新婦が会員の親族もしくは社員銀行の職員またはその実子である
 場合とする。
 いずれも会員が申込むか、または社員銀行の承諾を得て協会事務局に
 申込むものとする。
- (6) 専務理事による特例承認扱いによる利用
 前記(1)から(5)の何れにも該当しない場合であっても、特別の
 事情がある場合には、専務理事は、会館施設の利用を認めることができる
 ものとする。
- (7) 倶楽部運営委員会への報告等
 専務理事は、前記(3)により非会員が主催する会合等の利用を認めた
 場合、または前記(6)の規定により非会員に会館施設の利用を認めた
 場合には、次回開催の運営委員会に報告し、運営委員会の了承を得るもの
 とする。
 なお、運営委員会で事後了承が得られなかった場合には、今後、その者
 については会館施設の利用を認めない。

2. 会場、利用人数の目途、および主な利用目的

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 2階第4会議室 (15名) | 会議 等 |
| (2) 4階第1会議室 (16名) | 会議、懇談会 等 |
| (3) 4階第2会議室 (40名) | 会議、懇談会 等 |
| (4) 4階第3会議室 (32名) | 会議、懇談会 等 |
| (5) 5階宴会場 (110名～150名) | 宴会、パーティー 等 |
| (6) 5階小会議室 (12名) | 小会議、会食 等 |
| (7) 5階和室 (6名) | 和室を適当とする会合 等 |
| (8) 5階ラウンジ (15名) | 小会議、会食 等 |
| (9) 6階大ホール (180名～300名) | 講演会、会議、宴会、パーティー 等 |

3. 利用時間

- (1) 平日は、午前9時30分から午後8時までとする。
ただし、会食、パーティーなどの予約がある場合は、午後8時50分まで延長することがある。
- (2) 土・日曜日、祝日は、午前10時30分から午後5時までの間で4時間以内とする。
ただし、結婚披露宴等の予約がある場合に限る。

4. 会場等使用料

- (1) 前記2の会館施設を使用した場合は、別に定める会場使用料を徴収する。
ただし、宴会、パーティー、会食を主目的とする会合については、原則として会場使用料を徴収しない。
- (2) 会場使用料については、その会合の主催者の資格によって、次の使用料区分を適用する。
 - ① 主催者が、社員銀行、日本銀行京都支店、正会員、客員、名誉会員の場合は、社員銀行（同会員）を適用する。
 - ② 主催者が、準社員銀行（推薦会員の所属する金融機関）および推薦会員の場合は、準社員銀行（同会員）を適用する。
 - ③ 主催者が、社員銀行の関係会社を含めて、前記①または②以外の金融機関や団体等の場合は、その他を適用する。
- (3) 前記（2）の会場使用料には、消費税を加算する。
- (4) 協会備え付けの器具（マイク、プロジェクター、スクリーン、金屏風等）を使用した場合には別に定めるところによりそれぞれ使用料を徴収する。
- (5) 前記（4）の器具使用料には、消費税を加算する。

5. 飲食物の提供

会館施設内における会合等の出席者への飲食物については、協会事務局が選定し、専務理事が承認した業者から提供を受ける。
飲食物の単価（定価）は、運営委員会の方針に基づき、上記の業者と協会事務局とで協議し、決定する。

6. その他

- (1) この要綱は、令和3年2月1日より実施する。
- (2) この要綱の変更および要綱に定めのない事項については、運営委員会において決定する。

以 上